池田市世界に誇れる安全で安心なまちづくり条例

前文

私たちが暮らす池田市は、大阪府の北西部に位置し、市域の西側に猪名川、中央に五月山を有する、豊かな自然と歴史に根ざす文化に育まれた人の和あふれるまちです。

その根幹をなす安全は、社会における最も基本的な価値であり財産です。そ して安全なまちで平和に安心して暮らすことは、人類共通の願いです。

池田市は、70年を数える歴史のなかで、暴力、犯罪、交通事故、災害等から市民を守るため、平和安全都市宣言を行い、池田市市民安全条例を制定し、 これを礎として安全なまちづくりにまい進してきました。

しかし、この間、平成7年には阪神・淡路大震災が、平成13年には大阪教育大学附属池田小学校児童殺傷事件が起こり、私たちは災害や犯罪の恐怖にさらされることとなりました。

それ故に、他の誰よりも先んじて、安心なまちづくりを追い求めることは、 私たちにとって永遠の誓いであり、また責務となりました。

今こそ私たちは、互いの理解と協力の中で真の安心なまちづくりを世界に発 信しなければなりません。

よってここに、私たちのまち池田市が小さくとも世界に誇れる安全で安心なまち「インターナショナル・セーフティシティ」となることを高らかに宣言し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民の生命、身体及び財産を暴力、犯罪、交通事故、災 害等による被害から守り、市、市民、地域団体及び関係機関等が一体となっ て安全で安心なまちづくりに取り組み、市民が安心して暮らすことができる 社会を実現することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民 本市の区域内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は本市の区域内に滞在し、若しくは本市の区域内を通過する者をいう。
 - (2) 地域団体 地域コミュニティ推進協議会、自治会、自主防災組織、非営利活動団体、ボランティア団体その他本市域内で活動する団体をいう。
 - (3) 関係機関等 教育、医療、防犯その他市民の安全を確保するための本市 域内で活動する前2号に規定するものを除くすべてのものをいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、市民、地域団体及び関係機関等とともに、この条例の目的を達成するための総合的な施策を策定し、かつ、実施しなければならない。
- 2 市は、必要があると認めるときは、市民、地域団体及び関係機関等に対し 技術的な助言その他の支援の措置を講じなければならない。
- 3 市は、この条例の目的を達成するための施策を推進するため、必要な財政 上の措置を講ずるものとする。
- 4 市は、前3項に規定する施策を遂行するに当たっては、高齢者、障がい者、 児童等の安全に特に配慮しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、日常生活における安全の確保に自ら積極的に努めなければな らない。

(地域団体の責務)

第5条 地域団体は、その団体の地域に根ざした活動により、安全の確保に積極的に取り組むよう努めなければならない。

(関係機関等の責務)

- 第6条 関係機関等は、その活動内容の範囲内において、安全の確保に積極的 に取り組むよう努めなければならない。
- 2 関係機関等は、その所有し、又は管理する施設又は設備について、常に点検を行う等により安全が確保されるよう努めなければならない。

(協働及び緊急時の協力)

- 第7条 市、市民、地域団体及び関係機関等は、それぞれの果たす役割を自覚 し、相互に尊重し、協働しなければならない。
- 2 市民、地域団体及び関係機関等は、本市域において大規模災害、凶悪犯罪 その他の市民の生命、身体及び財産に対する重大な危害が生じたとき、又は 生じるおそれがあるとき(以下「緊急時」という。)は、市民を脅かす危害 に対応する市の対策に協力するよう努めなければならない。
- 3 市は、本市域外の国、地方公共団体等と緊密に連携を図るよう努めなければならない。

(情報の提供及び共有)

第8条 市、市民、地域団体及び関係機関等は、相互に防犯、防災その他安全 の確保に必要な情報を提供し、かつ、共有しなければならない。

(広報活動の充実等)

第9条 市は、安全で安心なまちづくりのための施策に関する広報活動の充実、 学習の機会の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(体制の整備)

第10条 市は、市民、地域団体及び関係機関等と連携して、第3条第1項の 施策を効果的に実施するための体制を整備しなければならない。

(池田市市民安全委員会等)

第11条 市は、安全で安心なまちづくりに関する事項を審議するため、池田 市市民安全委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 市長は、緊急時にあっては、緊急特別委員会を置くことができる。
- 3 委員会及び緊急特別委員会は、市長、教育長、消防長、池田警察署長、池田保健所長その他安全で安心なまちづくりについて優れた見識を有する者を もって組織する。
- 4 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 緊急特別委員会に、委員長を置き、市長をもってこれに充てる。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会及び緊急特別委員会の組織及び運営に 関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
 - (池田市市民安全条例の廃止)
- 2 池田市市民安全条例(平成12年池田市条例第7号)は、廃止する。